

# 全日写連 神奈川県本部コンテスト等応募規定

2018(平成 30)年度

## 第1条 (目的)

本規定は神奈川県本部主催のフォトコンテスト及び月例審査会の応募規定の基本となるものである。

- 1) 各コンテスト等の応募要項に記載された事項は、各コンテスト等の応募要項が優先し要項に記述がない事項については本規定に従う。

## 第2条 (応募規定)

- 1) 応募者は、応募作品の撮影者に限る。

イ) 他人が撮影した写真を自己名義で応募することはできない。

ロ) 自己が撮影した写真を家族や他人名義(借名、偽名)で応募することはできない。

- 2) 応募作品は未発表または発表予定のないものに限る。

ただし次の各号に当たる作品は未発表として扱う。

イ) 応募者本人の製作に依る市販目的でない出版物に掲載した作品。

ロ) インターネットでの本人のホームページ(ブログ含む)、SNSに掲載した作品。

ハ) 県本部のホームページ及び支部のホームページに掲載した作品。

ニ) 審査の無い写真展(個展、グループ展、支部展等)に出品した作品。

- 3) 他のコンテストに入賞した作品およびそれに類似した作品は応募できない。

イ) 他のコンテストに応募中、または応募予定の作品も応募できない。

ロ) 他のコンテストに応募した作品でも受賞作品でなければ応募はできる。

ハ) ただし、全日写連主催のコンテストは、入賞作品でもより上位のコンテストには応募できる(補足1)。

- 4) 被写体に人物が入る場合、応募に際して必ず本人(被写体)の承諾を得たうえで応募すること。また、被写体が未成年の場合は、親権者の承諾を必要とする。

イ) 応募作品に関して、第三者との間で権利(著作権、商標権、肖像権他、関連する権利一切を指す)侵害などの問題(紛争やその紛争の処理など)が生じた場合、主催者は一切の責任を負わないものとし、応募者が自己責任と費用においてこれらの問題を解決するものとする。

- 5) 公序良俗に反する作品、撮影モラルに反する作品は応募できない。

イ) 主催者及び審査員が該当すると判断した場合は、審査対象外とする。

- 6) コンテスト等の応募要項で加工・合成不可と定められている場合、該当する作品は応募できない(補足2)。

イ) 加工の疑いがある場合は、オリジナル画像とその前後の画像の提出を求められることがある。

- 7) その他事項、応募サイズ、単写真・組写真の別、応募テーマ、部門、合成・加工の可否、応募資格等は各コンテスト等の応募要項にて定める。

### 第3条（規定違反の扱い）

- 1) 応募作品が本規定および各コンテスト等の応募要項に違反と判断された場合、規定違反として扱う。
- 2) 規定違反作品は入選・入賞決定後であっても取り消し扱いとなる。
- 3) 規定違反者については、相当期間の県本部主催コンテスト等への応募を禁止する場合がある。
  - イ) 応募禁止は県本部委員長の申請に基づき、県本部長の承認を持って実施するものとする。
  - ロ) 禁止期間中に応募された場合は、審査対象外として扱い、応募作品、応募料等は返却しない。
- 4) 規定違反と判断された応募作品は返却に応じられない場合がある。

### 第4条（入賞作品の扱い）

- 1) 入選・入賞作品の著作権は撮影者に帰属するが、主催者に無償で非独占的に使用、掲載、転載、公衆送信等をする権利（展示、広報、ポスターパンフレット、ホームページ等）を与えるものとする。
- 2) 入選・入賞作品を全日本写真連盟以外のコンテストに応募する場合は、各コンテストの応募規定を確認のうえ応募すること。

#### （補足1）全日写連主催コンテスト等の位置づけ（①から上位順）

- ① 全国展コンテスト（全日本写真展、日本の自然、国際写真サロン等）
- ② 関東本部コンテスト（全日本モノクロ、日本の祭り、人間大好き等）、  
他地域本部コンテスト
- ③ 首都圏ブロックコンテスト（撮影会コンテスト等）、他ブロックコンテスト
- ④ 神奈川県本部コンテスト（全神奈川サロン、神奈川の風景、デジタル等）、  
他都道府県本部コンテスト
- ⑤ 県本部月例審査会
- ⑥ 支部内審査会、コンテスト

#### （補足2）加工・合成についての補足

- ① 異なるシーンを撮影した写真を1枚の写真に合成する、また部分的な画像を貼付けるのは合成に当たる。
- ② 定点でフレーミングを変えずに連続撮影した写真を1枚の写真に合成する場合は、合成に当たらない場合がある。ハイダイナミックレンジ合成、比較明合成、深度合成、ハイレゾ撮影などは合成とみなされない。その処理をカメラ内機能で行うかソフトウェアで行うかは問わない。
- ③ 撮影した画像を事後処理で変形加工したり、部分的な消去、塗りつぶしやコピーすることは加工に当たる。ただし、撮影素子の汚れによる汚点の消去は加工とはみなされない。
- ④ レンズの特性による歪曲や周辺光量落ちを、本来のイメージに補正することは加工に当たらない。
- ⑤ 適度な画像補正（階調（明暗）補正、色調補正、解像度補正等）は、加工に当たらない。

付則 この規定は、2017（平成29）年4月1日から施行する。